

第3号議案

平成30年度 茨城県公債管理特別会計予算

平成30年度茨城県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ251,985,720千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計借換債	千円 215,921,900	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）
計	215,921,900			

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		251,985,720 ^{千円}
	1 財 産 収 入	108,995
	2 繰 入 金	35,954,825
	3 県 債	215,921,900
歳 入 合 計		251,985,720

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 管 理 支 出		251,985,720 ^{千円}
	1 公 債 費	251,985,720
歳 出 合 計		251,985,720